


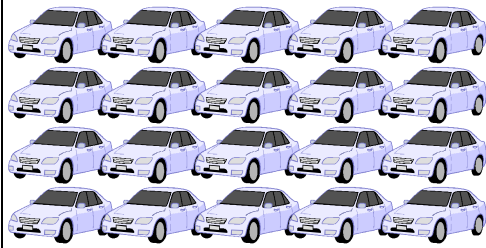

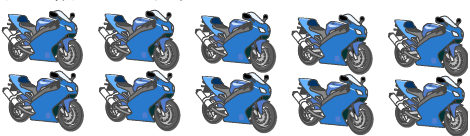
1 制度の概要

安全運転管理者制度とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を事業所における安全運転管理の中核として、安全運転の推進を図り、交通事故防止の体制を確立しようとするものです。

事業主は、一定台数以上の自動車を使用する場合は、その台数に応じ法令で定められた要件を備えた安全運転管理者等を選任し、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させる義務があります。

2 安全運転管理者等の選任基準

(1) 一般事業所……自動車の使用の本拠ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任		
車両5台以上 	人数 1人 2人 3人 4人 5人	20台以上(※20台ごとに1人加えていく) 	人数 1人 2人 3人 4人 5人	
乗車定員11人以上の車両1台以上 		自動車20台～39台		
自動二輪車10台以上  (※1台を0.5台として計算)		自動車40台～59台		2人
		自動車60台～79台		3人
		自動車80台～99台		4人
		自動車100台～119台		5人
		以下20台ごとに1人加えていく		

(2) 自動車運転代行業者……自動車運転代行業の営業所ごとに選任

安全運転管理者の選任		副安全運転管理者の選任	
随伴自動車1台以上 	人数 1人	随伴自動車10台以上 	人数 1人
		10台ごとに1人选任	

3 安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	20歳以上の者 ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上の者	20歳以上の者
経験	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転管理に関して2年以上の実務経験を有する者 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転管理に関して1年以上の実務経験を有する者 3年以上の自動車の運転経験期間を有する者 自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者 ○ 次の違反をしてから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び依頼・依頼して同乗する行為 ○ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車 	

4 選任・解任の届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任（解任）したときは、その日から15日以内に公安委員会（事業所の所在地を管轄する警察署）に届出なければなりません。

安全運転管理者の選任について

沖縄県警察本部 交通部 交通企画課

○ 安全運転管理者の選任届出書(道路交通法第74条の3、同規則第9条の8)

自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、乗車定員が1人以上の自動車にあつては1台、その他の自動車は5台以上使用している本拠地ごとに、下記要件を備える者のうちから安全運転管理者を選任しなければなりません。

また、選任した日から15日以内に事業所の所在地を管轄する各警察署交通課(受付時間:平日09:30~12:00、13:00~18:15)へ届出書を提出しなければなりません。

これを解任・選任替え・届出内容の変更等があつたときも同様です。

台数の計算については、自動二輪車は0.5台として計算します(50cc以下の原付車は含みません)。

自動車運転代行業は、台数に関係なく営業所ごとに選任します。

○ 自動車使用の本拠について

自動車使用の本拠とは、自動車の使用者が自動車を使用して活動する拠点をいいます。例えば、百貨店、会社、官公庁等については、その支店、営業所その他内部部局毎を独立の使用の本拠とします。

○ 安全運転管理者の要件(道路交通法74条の3第1項、同規則9条の9第1項)

- 20歳(副安全運転管理者が置かれる場合にあつては、30歳)以上の者であること。
- 自動車の運転の管理に関し2年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を終了した者にあつては1年)以上実務経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらのものと同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - 公安委員会より安全運転管理者等を解任され、2年を経過していない者
 - 酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関して車両等・酒類を提供する行為、依頼・要求して同乗する行為、過労・麻薬等運転、無免許運転、無免許運転に関して自動車を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、ひき逃げ、自動車の使用制限命令違反の違反行為をした日から2年以内の者
 - 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車違反を下命・容認して2年以内の者

○ 添付書類

- 住民票【抄本(住所・氏名・生年月日の記載が必要)】又は自動車運転免許証の写し
※ 自動車運転免許証の写しは、令和2年10月1日から可能
- 運転記録証明書(3年もの)(自動車安全運転センター発行) ※ 電話番号(098)840-2822
- 運転の管理に関する経歴証明書
(運転管理実務経験が2年以上ある方のみ記載・管理経験無ければ記載不要)

※ 届出書は2部提出して下さい。但し添付書類は1通分のみです。

業 種	内 容
官公署	
公社公団等	公団、公庫、官公立学校
農業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む
林業	育林、木炭製造業、木材伐出、狩猟業を含む
漁業	水産養殖業を含む
鉱業	砂、砂利、玉石採取業を含む
建設業	さく井工事業、設備事業を含む
製造業	各種製造全般
卸売・小売業	百貨店を含む
不動産業	不動産賃貸業を含む
金融保険業	銀行、信託業、証券業を含む
運輸業	鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む
電気、ガス業	工事関係者を含む
通信業	放送業を含む
サービス業	運転代行業、旅館、広告業、各種修理業、映画業、各種学校、経済文化・政治・労働・社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業
その他	上記以外の業種

副安全運転管理者の選任について

沖縄県警察本部 交通部 交通企画課

○ 副安全運転管理者の選任届出書（道路交通法第74条の3、同規則第9条の8、第9条の11）

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める20台以上（自動車運転代行業は、随伴自動車10台以上）の自動車を使用する本拠ごとに、下記要件を備える者のうちから副安全運転管理者を選任しなければなりません。

また、選任した日から15日以内に事業所の所在地を管轄する各警察署交通課（受付時間：平日09:30～12:00、13:00～18:15）へ届出書を提出しなければなりません。

これを解任・選任替え・届出内容の変更等があったときも同様です。

台数の計算については、自動二輪車は0.5台として計算します（50cc以下の原付車は含みません）。

選 任 基 準

自動車の台数	人 数
20台～39台	1人
40台～59台	2人
60台～79台	3人
80台～99台	4人
100台～119台	5人
以下上記の基準により選任する	

自動車運転代行業の場合

自動車の台数	人 数
10台～19台	1人
20台～29台	2人
30台～39台	3人
40台～49台	4人
50台～59台	5人
以下上記の基準により選任する	

○ 副安全運転管理者の要件（道路交通法第74条の3第4項、同規則第9条の9第2項）

1 20歳以上の者であること

2 自動車の運転管理に関し、1年以上の実務経験を有する者、自動車の運転の経験期間が3年以上の者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 公安委員会より安全運転管理者等を解任され、2年を経過していない者
- ・ 酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関して車両等・酒類を提供する行為、依頼・要求して同乗する行為、過労・麻薬等運転、無免許運転、無免許運転に関して自動車を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、ひき逃げ、自動車の使用制限命令違反の**違反行為をした日から2年以内の者**
- ・ 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車**の違反を下命・容認して2年以内の者**

○ 添付書類

1 住民票【抄本(住所・氏名・生年月日の記載が必要)】又は自動車運転免許証の写し

※ 自動車運転免許証の写しは、令和2年10月1日から可能

2 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）（3年もの） ※ 電話番号(098)840-2822

3 経験年数により以下の2種類のうち1種類を提出して下さい。

- ・ 運転の管理に関する経歴証明書 ※届出書2枚目（裏面）
（運転管理実務経験が1年以上ある方のみ記載・管理経験無ければ記載不要）
- ・ 自動車運転免許証の写し（運転経験年数が3年以上の場合）

注 運転管理の実務経験が1年以上であり、かつ運転経験年数が3年以上の場合は、上記運転の管理に関する経歴証明書の提出（記載）をして下さい。

※ 届出書は2部提出して下さい。但し添付書類は1通分のみです。

安全運転管理者・副安全運転管理者の交替について

沖縄県警察本部 交通部 交通企画課

- 前記記載「安全運転管理者の選任について」又は「副安全運転管理者の選任について」の記載事項に従い、
前任者の「安全運転管理者証」又は「副安全運転管理者証」
を添付して下さい。
- 前任者の「安全運転管理者証」又は「副安全運転管理者証」が遺失又は盗難の場合は、
別添資料「安全運転管理者証等の遺失・盗難等について」
を作成し、提出して下さい。